

地区医師会員の日本医師会認定産業医新規申請方法

1. 令和4年度 新規申請受付期間 (年6回)

東京都医師会で下記6回の受付期間を設定しておりますが、地区医師会ごとに申請者を取りまとめる都合上、地区医師会によって受付期間を設定しておりますので、ご所属の医師会へご確認ください。

【令和4年度 東京都医師会 新規申請受付期間】

第1回	令和4年	3月22日	～	4月8日	必着
第2回	令和4年	5月20日	～	6月10日	必着
第3回	令和4年	7月20日	～	8月10日	必着
第4回	令和4年	9月20日	～	10月7日	必着
第5回	令和4年	11月21日	～	12月9日	必着
第6回	令和5年	1月20日	～	2月10日	必着

なお、上記期間に**新規申請**された場合の日本医師会認定産業医認定日は下記の予定です。

第1回：令和4年	5月31日	第2回：令和4年	7月26日
第3回：令和4年	9月27日	第4回：令和4年	11月29日
第5回：令和5年	1月31日	第6回：令和5年	3月28日

2. 新規申請方法

ご所属の地区医師会が指定した申請受付期間中に、下記をご所属の地区医師会へ提出してください。

①日本医師会認定産業医新規申請書（認印が必要）

※「日本医師会認定産業医新規申請書」は地区医師会に用意してあります。

②「産業医学研修手帳Ⅰ（基礎研修50単位以上を修了したことが証明されていること）」または「産業医科大学 産業医学基本講座修了認定書のコピー（修了認定の日から5年以内のもの）」

③審査・登録料 10,000円

※基礎研修50単位修了者の新規申請は、研修最終受講日から5年以内に1回限り申請できることとなっております。

地区医師会員の日本医師会認定産業医更新申請方法

1. 令和4年度 更新申請受付期間

有効期限の4ヶ月程前に、ご所属の地区医師会経由で「日本医師会認定産業医更新申請書」が認定産業医へ送付されます。

地区医師会が指定した申請受付期間中に、下記の申請方法でお手続きください。

2. 更新申請方法

ご所属の地区医師会が指定した申請受付期間中に、下記をご所属の地区医師会へ提出してください。

- ①日本医師会認定産業医更新申請書（認印が必要）
- ②「産業医学研修手帳Ⅱ（生涯研修20単位以上を修了したことが証明されていること）」
- ③審査・登録料 10,000円

※住所・勤務先等登録事項に変更があった場合には、「日本医師会認定産業医変更届」をご所属の地区医師会へご提出ください。更新時期に更新申請書が届かなくなる場合があります。（用紙は地区医師会にございます。本会ホームページ「医師のみなさまへ」→「産業医情報」→「書式ダウンロード」からも印刷できます。）